

2022年5月

お客様各位

NTT ファイナンス株式会社

加盟店情報の共同利用について

NTTファイナンス株式会社は、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的として、一般社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換制度に参加し、「個人情報の保護に関する法律」第27条第5項第3号に基づき、加盟店情報の共同利用を行っております。

1. 加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき経済産業大臣が認定する認定割賦販売協会であり、同協会では、加盟店情報交換センター（以下、「JDMセンター」という）において、認定業務の1つにあたるクレジット利用者等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を実施しております。

2. 加盟店等から収集した情報の報告及び利用について

加盟店情報交換制度に参加する会社（以下、「JDM会員」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、次項3（2）の「共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、これをJDMセンターへ報告して、JDM会員により共同利用いたします。

3. 加盟店情報の共同利用

(1) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下、「クレジットカード番号等の適切な管理等」という）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することに

より、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をする
とともに、クレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と
消費者保護に資することを目的としております。

(2) 共同利用する情報の内容

- ①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事
実及び事由
- ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由とし
て個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の
適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の
適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれ
があると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含
む）の事実及び事由
- ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判
断できないものを含む）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客
観的事実である情報
- ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容の
うち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該
行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む）
- ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反する
おそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住
所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、
当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人
の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

(3) 上記(2)の情報の保有期間

登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）か
ら5年を超えない期間。

4. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせ

ん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター

※JDM会員は、協会のホームページ (<https://www.j-credit.or.jp/>) に掲載されております。

5. 加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示の手続きについては、次項6の「加盟店情報交換制度の運用責任者」へお申出ください。

6. 加盟店情報交換制度の運用責任者

名 称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）

住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル

代表理事：松井 哲夫

電話番号：03-5643-0011（代表）

なお、運用責任者の最新の情報については、協会のホームページ (https://www.j-credit.or.jp/association/members_store.html) 等をご確認ください。

以上